

令和4年度平戸市農業委員会第11回総会議事録

■開催日時：令和5年2月27日（月）9時30分～11時00分

■開催場所：平戸市役所3階大会議室

■農業委員：18人中18人出席

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中13人出席 欠席委員：7番、8番、9番、10番、13番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長 大浦事務局次長 浅田参事兼班長、寺田係長
植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：大浦事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第21号 使用貸借解約通知書について

議案 第47号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第48号 非農地通知申出について

議案 第49号 非農地通知取消について

議案 第50号 第11回農用地利用集積計画（案）について

議案 第51号 第5回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議案 第52号 平戸市農地賃借料情報等の公表について

議案 第53号 平戸市農作業賃金等標準額について

議案 第54号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和4年度平戸市農業委員会第11回総会」を開会いたします。 開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ 皆様、改めまして、おはようございます。 本日は、大変お忙しい中、第11回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。 季節も3月になろうとしておりますけども、まだ、朝晩は少し冷え込んでいるようでございます。 昨日ですね、牛市の方も終わりました、1月は販売価格が下がっていましたが、2月の販売価格は1月期の108%と少し明るくなったかなという気がしているところです。 これから、3月に入りまして、農繁期になって忙しくなります。 健康には、留意しながら農繁期に臨んでいただきたいと思います。 今回の総会においては、報告が1件、議案が8件ということで、提案しておりますので、皆様のご審議をお願いして挨拶にかえさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 本日は、農業委員のすべての方が出席されております。 平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。 また、推進委員では、7番委員、8番委員、9番委員、10番委員、13番委員から欠席する旨の報告がっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に14番委員、15番委員、書記に大浦事務局次長を指名いたします。以上で日程3を終わります。</p> <p>■日程4 会務報告 次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>

事務局	<p>おはようございます。議案書の1ページをお開きください。 それでは2月の会務報告をいたします。(2月会務報告を報告) 次に3月の会務予定を申し上げます。(3月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、会務報告が終わりましたので、3月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 3月の総会を令和5年3月27日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、3月の総会を令和5年3月27日(月曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において開催いたします。</p> <p>■日程5 議事 次に、日程5、議事に入ります。</p> <p>《報告第21号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>報告第21号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>皆さんおはようございます。 議案書の2ページ・3ページをご覧ください。 報告第21号、使用貸借解約通知書につきまして、1件の届出がっております。 3ページをご覧ください。 整理番号1番、貸人借人は、記載のとおりです。 貸借農地は、下中津良町字名切102番、現況地目は田で、地積は3,059㎡外10筆で、合計地積が11,303㎡で、契約内容は備考欄のとおりです。解約理由につきましては、農業経営を後継者に移譲、所有権移転するための第3条の規定による許可申請がっており、それに伴い貸借契約を解約するものです。 報告第21号につきまして、以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>(意見なし。)</p>
会長	<p>意見が無いようですので、報告第21号を終わります。</p> <p>《議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について》 次に、議案第47号について、事務局からの提案・説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の4ページから5ページをご覧ください。</p> <p>議案第47号、農地法第3条の規定による許可申請について、3件の申し出がっております。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請人は記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、大山町字丸岳423番2、423番3の2筆で、地目は田、合計地積は1,490㎡です。譲受人の耕作面積は11,608㎡で、中野地区の下限面積50aを超過しており、農業経営規模拡大のため、所有権移転（売買）を行うものです。</p> <p>整理番号2番、申請人は、記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、大石脇町字尾崎777番、778番の2筆で、地目は田、合計地積は4,304㎡です。譲受人の耕作面積は4,304㎡となりますが、譲受人は、新規就農者でありますので、旧獅子村の下限面積40aを超過しており、農業経営規模拡大のため、所有権移転（売買）を行うものです。</p> <p>整理番号3番については、先ほどの報告第21号により報告したもので、農地法3条の規定による許可申請となります。</p> <p>申請人は、記載のとおりです。</p> <p>申請農地は、先ほどの報告第21号により報告した11筆、合計地積11,303㎡となります。農業経営を後継者に移譲するため、所有権移転（贈与）を行うものです。</p> <p>（整理番号1から3について、スライドにより圃場の位置等について説明。）</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。</p> <p>発言がある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第47号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第48号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第48号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページ、7ページをご覧ください。</p>

事務局	<p>議案第48号、非農地通知申出につきましては、4件の申請がっております。</p> <p>7ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地は、田平町古梶免字抜ノ平69番4、地目が畑で、地積が1,018㎡です。現況は原野、山林に近い原野となっております。</p> <p>整理番号2番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地は、大野町字俵石348番、349番口の2筆で、地目が畑、合計地積が1,675㎡です。現況は山林となっております。</p> <p>整理番号3番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地は、根獅子町字小頭1689番、地目が畑で、地積が79㎡です。現況は原野、雑種地に近い原野となっております。</p> <p>整理番号4番、申出人は記載のとおりです。</p> <p>申出を受けた土地は、大志々伎町字上野、尾形岩、水尻の4筆で、地目が畑、合計地積が1,230㎡です。現況は全て山林となっております。</p> <p>(整理番号1から4について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。</p>
3番委員	<p>(議案48号 整理番号1番の補足説明)</p>
16番委員	<p>(議案48号 整理番号2番の補足説明)</p>
8番委員	<p>(議案48号 整理番号3番の補足説明)</p>
12番委員	<p>(議案48号 整理番号4番の補足説明)</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第48号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第49号 非農地通知取消について》</p> <p>次に、議案第49号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案書の 8 ページ、9 ページをご覧ください。 9 ページにつきまして、説明いたします。 議案第49号、非農地通知取消について、1 件の申し出がっております。</p> <p>整理番号 1 番、申出を受けた土地は、上中津良町字大切 1303 番、1308 番の 2 筆で、地目は田、合計地積は 1,229 m²です。土地所有者については、記載のとおりです。</p> <p>昨年 8 月の総会において、承認を得て、対象者に非農地の通知を出してはりましたが、現在、耕作中であることから、土地所有者より取消の申出があったものです。</p> <p>現地の再調査については、2 月 8 日に本人立ち合いの上、事務局で行い、農地の現況については、耕作中であることを確認しております。 (整理番号 1 について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第49号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第50号 第11回農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第50号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページから13ページをご覧ください。 議案第50号、第11回農用地利用集積計画（案）について、説明いたします。</p> <p>まず、11ページ上段をご覧ください。</p> <p>項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃貸借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地は、大島村西宇戸字鬼塚 167 番、現況地目は畑で、面積は 2,048 m²、設定する利用権については、記載のとおりです。</p>

事務局	<p>整理番号2番については、ご一読ください。 合計2件、筆数2筆、面積は2,786㎡となります。 続きまして、11ページ下段について、説明いたします。 項目2号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用貸借権の設定になります。 整理番号3番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、田平町下亀免字谷山1360番1、現況地目は田で、面積は783㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。 合計1件、筆数1筆、面積は783㎡となります。 続きまして、12ページ上段について説明します。 項目3号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃貸借権の設定になります。 整理番号4番、農地バンクを通じて利用権の設定を受ける者及び農地バンクに利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、深川町字宮ノ下1142番、現況地目は田で、面積は4,092㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。 整理番号5番、6番については、ご一読お願いいたします。 合計3件、筆数11筆、面積は9,984㎡となります。 続きまして、12ページ下段から13ページについて説明します。 項目4号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号7番、農地バンクを通じて利用権の設定を受ける者及び農地バンクに利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、深川町字野中849番、現況地目は田で、面積は2,659㎡外4筆、合計12,494㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。 整理番号8番から15番については、ご一読お願いいたします。 合計9件、筆数27筆、面積は33,323㎡となります。 議案第50号の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
3番委員	<p>整理番号13番については、自分の農地を自分で利用し、農地バンクを通じてするということですね。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
3番委員	<p>整理番号15番の農地バンクを通じて利用権の設定を受ける者については、本人は農業を行っていないかと思いますが、どなたがされているのでしょうか。</p>
3番委員	<p>わからなければ、後で調べていただいて、どなたが耕作しているの</p>

3番委員	か教えてください。
事務局	先ほどのご質問に関しましては、後で調べまして、お知らせいたします。
会長	ほかにありませんか。
委員一同	「質疑なし。」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第50号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第51号 第5回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》
	次に、議案第51号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書14ページから15ページをご覧ください。 議案第51号、第5回農用地利用配分計画（案）に対する意見について、説明いたします。 11ページ上段をご覧ください。 項目1号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による賃貸借権の設定になります。 整理番号1番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、田平町深月免字シシム子88番1、現況地目は田で、面積は793㎡外2筆、合計1,298㎡、設定する権利については、記載のとおりです。 合計1件、筆数3筆、面積は1,298㎡となります。 続きまして、15ページ下段について、説明いたします。 項目2号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用賃貸借権の設定になります。 整理番号2番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、田平町以善免字杣山948番1、現況地目は田で、面積は1,681㎡外2筆、合計2,556㎡、設定する権利については、記載のとおりです。 整理番号3番については、ご一読願います。 合計2件、筆数11筆、面積は10,999㎡となります。

事務局	議案第51号の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。
会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。
委員一同	「質疑なし。」
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第51号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第52号 平戸市農地賃借料情報等の公表について》 次に、議案第52号についての議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書16ページから17ページをご覧ください。 議案第52号、平戸市農地賃借料情報等の公表について、説明いたします。 皆さんもご存じだと思いますが、年に一度平戸市内での農地の貸し借りについて、賃借、使用賃借に区分し、面積・割合をお示しするとともに、貸し借りの平均額等をお示しすることで、平戸市内の農地の貸し借りの推進・円滑化を図ることを目的として、令和4年中の実績を公表するものです。 資料の17ページをご覧ください。 左側上段、賃貸借・使用賃借の割合ですが、令和4年の1月から12月までの実績について、示しております。 賃貸借が8.67ha、割合にして36.85%、使用賃借が14.86ha、割合にして63.15%、合計が23.53haとなっております。 令和3年については、賃貸借が約14ha、使用賃借が27ha、合計が41haとなっており、令和4年は対象農地の面積は大きく減少しております。 主な要因としましては、中間管理機構による貸し借りが減ったということより、落ち着いてきたということで、また、貸し借りの再設定・期間更新が少なかったことで、このような結果となっております。 賃貸借8.67haを畑と田に区分し、それぞれの平均額等を算出したものが次の表になります。 畑の部では、データの筆数が10件、平均額が10a当たり6,400円となっております。 田の部では、賃金のやり取りは、28件と少なかったのですが、その

事務局	<p>中で、北部地区から大島地区まで地区別に分けて平均額を算出し、その平均額を基に全体の平均額 10a 当たり 7,700 円を算出しております。</p> <p>平均額 10a 当たり 7,700 円につきましては、あくまでも金銭のやり取りが発生したものについて集計し算出したものですが、物納の場合は、長崎県の指導として、10a 当たり玄米 60kg を指標とすると決まっております。実情と違う場合があるかとは存じますが、10a 当たり玄米 60kg で公表させていただきます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第52号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第53号 平戸市農作業賃金等標準額について》</p> <p>次に、議案第53号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページから21ページをご覧ください。</p> <p>議案第53号、平戸市農作業賃金等標準額について、説明いたします。</p> <p>19 ページと 20 ページについては、作業ごとの令和 4 年度金額と令和 5 年度金額を記載しております。</p> <p>審議していただく部分は、令和 5 年度金額となりますが、ご裁可いただいた後には広報などにより広く周知を行うこととなります。</p> <p>前年度金額から変更しているものにつきましては、前年比の欄に増と記載されているもの。</p> <p>また、最低賃金の欄につきましては、長崎県最低賃金の基準に合わせて、令和 4 年 10 月時点 853 円、前回の最低賃金 821 円、前回比 32 円増と変更しています。</p> <p>21 ページにつきましては、19 ページ 20 ページの令和 5 年金額の積算基礎を記載しております。</p> <p>なお、令和 4 年と令和 5 年の資料を比較確認したところ、関係する作業料金等には、大きな差異はなかったことから、料金は令和 4 年から据え置きと判断させていただき、長崎県の最低賃金より求めた金額のみ変更させていただいております。</p>

事務局	<p>なお、19 ページ右側には周辺自治体の金額について、最新の状況を記載しておりますが、平戸市が飛びぬけて高かったり低かったりは無い状況であり、他自治体並みと判断しているところです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第53号について、原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>《議案第54号 贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について》</p> <p>次に、議案第54号についての議題に入ります。</p> <p>事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページから23ページをご覧ください。</p> <p>議案第54号、贈与税及び不動産取得税納税猶予対象者の農業経営を行っている旨の証明願について、説明いたします。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。</p> <p>農地の生前一括贈与に伴う贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けている受贈者は、3年毎に税務署及び長崎県に納税猶予継続適用届出書の提出が義務付けられています。</p> <p>また、この届出書に添付する書類として、引き続き農業経営を行っている旨の証明書が必要になります。証明書を発行するには、農業委員会の総会での議決が必要になることから、証明をお願いするものです。地区担当委員にはあらかじめ個別に確認いただいております。</p> <p>整理番号1番から2番の地区、受贈者の住所・氏名、贈与者氏名、贈与年は記載のとおりです。</p> <p>農地台帳及び名寄帳、農地地図をもとにご本人とも確認いたしました。</p> <p>整理番号1番につきまして、贈与を受けた農地面積は、10,764㎡で、その内、利用状況調査におきまして、B判定が3,997㎡でした。</p> <p>このB判定農地につきましては、自己保全を行うよう指導しております。6,767㎡は、耕作中です。</p> <p>整理番号2番につきまして、贈与を受けた農地面積は、24,328㎡で、その内、利用状況調査におきまして、B判定が6,305㎡でした。</p>

事務局	<p>このB判定農地につきましては、自己保全を行うよう指導しておりますが、18,023 m²は、耕作中となっています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより、質疑を行います。発言のある方は、挙手をして発言してください。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。</p> <p>議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第54号について、原案のとおり決定いたします。</p>
3番委員	<p>今年の作付け細目の件ですが、昨年米が安かったせいもありまして、WCSに変更したいという農家が結構増えていると私たちの耳にも入ってきていますけども、耕種農家と畜産農家との間で契約することになるのでしょうか、畜産農家としては、WCSをいただくって言うかな。取る分は構わないのですが、ラップ等がかなり高騰しておりまして、全部が全部、畜産農家が経費等の代金を払わなければいけないのかという話が結構出てきているそうです。ですから、そこら辺の耕種農家と畜産農家の兼ね合いについて、何処かが音頭を取って調整してくれるかなとの話が出ていますので、農業委員会か農業振興課のほうで話をまとめていただけないかなと思っております。</p> <p>今日じゃなくてもいいですが、何かの場で協議していただければと思いますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>耕種農家と畜産農家の契約が基本となりますので、契約を行うための基礎資料として、作業賃金、資材の単価等について、何かの機会にお示しすることはできるかと思っておりますので、どのようなことができるのか、担当と協議して考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>■日程6 閉会</p> <p>以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。</p> <p>「異議なし。」</p> <p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p>

会長

以上をもちまして、令和4年度平戸市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

閉会時刻：11時00分

議長

印

議事録署名人

14番委員

印

15番委員

印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸